

○御前崎市における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例施行規則

(令和元年 9 月 26 日規則第 6 号)

改正 令和元年 10 月 30 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、御前崎市における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例(令和元年御前崎市条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会に対する事務の委任)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定により、条例第 2 条に規定する住民投票(以下「住民投票」という。)の管理及び執行に関する事務(条例第 5 条及び第 14 条に規定する事務並びにこの規則において市長が行うこととされる事務を除く。以下「委任事務」という。)を御前崎市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任する。

2 選挙管理委員会は、条例及びこの規則の定めるところにより、適正に委任事務を行わなければならない。

(委任事務の留保)

第 3 条 市長は、委任事務に関し、特に必要があると認めるときは、自ら当該必要があると認める事務を処理することができる。

2 市長は、前項の規定により委任事務を自ら処理しようとするときは、あらかじめ、当該処理する事務及びこれを市長が処理する旨を告示するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(投票資格者名簿)

第 4 条 条例第 7 条に規定する資格者名簿(以下「名簿」という。)には、条例第 6 条に規定する投票資格者(以下「投票資格者」という。)の氏名、住所、性別、生年月日等を記載しなければならない。

2 名簿は、第 17 条に規定する投票区ごとに、編製しなければならない。

(被登録資格)

第 5 条 名簿の登録は、御前崎市に住所を有する者で、選挙人名簿(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 19 条に規定する名簿をいう。以下同じ。)に登録されている者及び条例第 5 条に規定する告示の日(以下「告示日」という。)の前日において御前崎市に住所を有する者で、選挙人名簿に登録される資格を有する者について行う。

(登録)

第 6 条 選挙管理委員会は、告示日の前日において、投票資格者を名簿に登録しなければならない。

(閲覧等)

第7条 選挙管理委員会は、告示日の午前8時30分から午後5時までの間、特定の者が名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から申出があった場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に名簿の抄本を閲覧させなければならない。

2 前項の申出は、名簿の抄本の閲覧の申出をする者並びに名簿に登録された者であるかどうかの確認が必要な者の氏名及び住所並びに名簿の抄本の閲覧により知り得た事項の利用の目的を明らかにしてしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

(異議の申出)

第8条 投票資格者は、第6条に規定する名簿の登録に関し不服があるときは、告示日の午前8時30分から午後5時までの間に文書をもって選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

2 選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに名簿に登録し、又は名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、その異議の申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

(補正登録)

第9条 選挙管理委員会は、名簿の調製をした日後、当該調製の際に名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに名簿に登録しなければならない。

(訂正等)

第10条 選挙管理委員会は、名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(登録の抹消)

第11条 選挙管理委員会は、名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに名簿から抹消しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) 御前崎市に住所を有しなくなったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(投票管理者)

第12条 各投票所に、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。

4 投票管理者は、選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

(投票管理者の職務代理者等の選任)

第 13 条 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中からあらかじめ選任しておかなければならない。

2 選挙管理委員会は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに、市の職員の中から臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第 14 条 選挙管理委員会は、第 12 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(投票立会人)

第 15 条 選挙管理委員会は、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、投票所ごとに 2 人以上 5 人以下の投票立会人を選任し、投票日前 3 日までに本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても 2 人に達しないとき又はその後 2 人に達しなくなったときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から 2 人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

3 投票立会人は、正当な理由がなければその職を辞することができない。

(投票立会人の氏名等の通知)

第 16 条 選挙管理委員会は、投票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名をその投票立会人の立ち会う投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(投票区)

第 17 条 投票区は、令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙の投票区とする。

2 選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、前項の投票区と異なる投票区を設けることができる。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により投票区を設けたときは、直ちに告示しなければならない。

(投票所)

第 18 条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の開閉時間)

第 19 条 投票所は、午前 7 時に開き午後 8 時に閉じる。ただし、選挙管理委員会は、投票資格者の投票に支障をきたさないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻又は投票所を閉じる時刻をそれぞれ 4 時間以内の範囲内において、繰り上げ又は繰り下げることができる。

2 選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(投票所の告示)

第 20 条 選挙管理委員会は、投票日から少なくとも 5 日前に投票所を告示しなければならない。

2 選挙管理委員会は、天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票所を変更したときは、投票日を除くほか、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(名簿の送付)

第 21 条 選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、その投票区の区域に係る名簿又は抄本を送付しなければならない。

(投票所入場券の交付)

第 22 条 選挙管理委員会は、特別の事情のない限り、告示日以後できるだけ速やかに、投票資格者で名簿に登録されている者(以下「投票人」という。)に投票所入場券を交付するよう努めなければならない。

(投票記載の場所の設備)

第 23 条 選挙管理委員会は、投票所において投票人が投票の記載をする場所について、他人がその投票人の記載内容を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第 24 条 投票管理者は、投票人が投票する前に投票所内にいる投票人の前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(名簿の登録と投票)

第 25 条 名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 名簿に登録された者であっても名簿に登録されることができない者であるときは、投票することができない。

(投票日に投票資格者でない者の投票)

第 26 条 投票日に投票資格者でない者は、投票することができない。

(投票用紙の交付及び投票)

第 27 条 投票管理者は、投票立会人の面前において、投票人が名簿に登録されている者であることを名簿又は抄本と対照して確認した後に、当該投票人に投票用紙を交付しなければならない。

2 住民投票に用いる投票用紙は、様式第 1 号に準じて作成しなければならない。

(投票用紙の引換)

第 28 条 投票人は、誤って投票用紙を汚損した場合においては、投票管理者に対し、その引換えを請求することができる。

(投票用紙の投入)

第 29 条 投票用紙は、第 32 条第 1 項に規定する代理投票の場合を除くほか、投票管理者及び投票立会人の面前において、投票人が自ら投票箱に入れなければならない。

(点字投票)

第 30 条 盲人である投票人は、条例第 11 条第 2 項の規定により、点字投票しようとする場合においては、投票管理者に対し、その旨を申し立てなければならない。この場合において、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

2 前項の投票の場合において、投票に関する記載に使用することのできる点字は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項の点字とする。

3 投票に関する記載については、前項の点字は文字とみなす。

4 第 1 項に規定する投票人は、御前崎市池新田地区に計画されている産業廃棄物処理施設の設置について、賛成するときは投票用紙に点字により賛成を、反対するときは投票用紙に点字により反対を記載しなければならない。

5 点字投票の投票用紙は、様式第 2 号に準じて作成しなければならない。

(点字投票の無効投票)

第 31 条 所定の投票用紙を用いないもの

2 賛成又は反対以外の事項を記載したもの

3 賛成又は反対のほか、他事を記載したもの

4 賛成又は反対のいずれも記載したもの

5 賛成又は反対のいずれを記載したかを確認しがたいもの

6 白紙投票

(代理投票)

第 32 条 心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載できない投票人が条例第 11 条第 2 項の規定により投票しようとする場合においては、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて当該投票人の投票を補助すべき者 2 人をその承諾を得て定め、その 1 人に投票の記載をする場所において、投票用紙に当該投票人が指示する欄に○の記号を記載させ、他の 1 人をこれに立ち合わせなければならない。

(期日前投票)

第 33 条 条例第 10 条第 2 項に規定する期日前投票は、法第 48 条の 2 の規定の例による。

(不在者投票)

第 34 条 条例第 10 条第 2 項に規定する不在者投票は、投票日の当日に法第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

- 2 不在者投票管理者は、令第 55 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項第 2 号の規定の例により置く。この場合において、同条第 2 項及び第 4 項第 2 号中「保護施設の長」とあるのは「保護施設の長であって、その承諾を得たもの」とする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の規定による不在者投票については、法第 49 条第 1 項及び第 10 項の規定の例による。
- 4 第 1 項の規定によるほか、法第 49 条第 2 項に規定する身体に重度の障害があるものに相当する投票人は、同項の規定の例により、その現在する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により投票をすることができる。
- 5 前項の投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち、自ら投票用紙に○の記号を記載することができないもの（令第 59 条の 3 の 2 第 1 項各号に掲げる者に限る。）は、法第 49 条第 3 項の規定の例により、同項の規定により届け出ている者をして投票用紙に○の記号を記載させることができる。
- 6 前 2 項の場合においては、令第 59 条の 3、第 59 条の 3 の 2 第 2 項から第 6 項まで及び第 59 条の 3 の 3 の規定は、適用しない。

（投票記載所の掲示）

第 35 条 選挙管理委員会は、住民投票の当日、投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に条例第 2 条に規定する住民投票の内容及び投票方法等を記した書面を掲示するものとする。

- 2 選挙管理委員会は、告示日の翌日から当該投票日の前日までの間、第 33 条に規定する期日前投票所内の記載する場所及び前条に規定する不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所その他適当な箇所に、住民投票の内容及び投票方法等を記した書面を掲示するものとする。

（投票の秘密保持）

第 36 条 何人も、投票人の投票した賛否を陳述する義務はない。

（投票箱の閉鎖）

第 37 条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入り口を閉じ、投票所にある投票人の投票が完了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない。

- 2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。

（投票録の作成）

第 38 条 投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第 39 条 投票管理者が同時に当該投票の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、1 人の投票立会人とともに、投票日において、その投票箱、投票録及び名簿を開票管理者に送致しなければならない。

(投票箱の持出の禁止)

第 40 条 投票箱は、ふたを閉じた後は、開票管理者に送致する場合のほか、投票所の外に持ち出してはならない。

(投票に関する書類の保存)

第 41 条 投票に関する書類は、選挙管理委員会において、投票日から 1 年間保存しなければならない。

(投票所における秩序保持)

第 42 条 投票所において演説討論をし、若しくはけん騒にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出させることができる。

(開票所の設置)

第 43 条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時 of 告示)

第 44 条 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票管理者)

第 45 条 開票所に開票管理者を置く。

2 開票管理者は、投票資格者の中から選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

4 開票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(開票管理者の職務代理者等の選任)

第 46 条 選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該投票資格者の中から、あらかじめ選任しておくなければならない。

2 選挙管理委員会は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに市の職員の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第 47 条 選挙管理委員会は、開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(開票立会人)

第 48 条 開票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、3 人を選挙管理委員会が選任する。

(開票立会人の氏名等の通知)

第 49 条 選挙管理委員会は、前条の規定により選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合においては、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名を開票管理者に通知しなければならない。

(開票)

第 50 条 開票管理者は、開票立会人と共に、当該投票における各投票所及び期日前投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第 51 条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、条例第 13 条及び第 31 条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(賛否の投票数の朗読)

第 52 条 開票管理者は、投票の点検の結果により、賛成の投票の数及び反対の投票の数を計算しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による計算が終わったときは、賛否の投票総数を朗読しなければならない。

(開票の参観)

第 53 条 投票人は、その開票所において開票の参観を求めることができる。

(開票録の作成)

第 54 条 開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人と共に、これに署名しなければならない。

(投票結果の報告)

第 55 条 開票管理者は、開票の事務が終了した場合においては、直ちに賛否の投票総数及びその他の投票の次第を、選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の際には、開票管理者は、開票録に関する書類を添付しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第 1 項の報告を受けたときは、直ちに当該内容を市長に報告しなければならない。

(点検済の投票等の送付)

第 56 条 開票管理者は、点検済の投票の有効無効を区別して、開票立会人とともに封印をし、これを投票録及び開票録並びに開票に関する書類とともに選挙管理委員会に送付しなければならない。

(開票に関する書類の保存)

第 57 条 開票に関する書類は、選挙管理委員会において、投票日から 1 年間保存しなければならない。

(投票、投票録及び開票録の保存)

第 58 条 投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、選挙管理委員会において、投票日から 1 年間保存しなければならない。

(開票所の取締り)

第 59 条 第 42 条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(投票結果の告示)

第 60 条 市長は、第 55 条第 3 項の報告を受けたときは、条例第 14 条の規定に基づき、次の各号に掲げる内容を速やかに告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(1) 投票当日の投票資格者数

(2) 投票総数

(3) 有効投票数

(4) 無効投票数

(5) 確定投票率

(6) 投票結果

(その他)

第 61 条 この規則に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の失効)

2 この規則は、投票日の翌日から起算して 90 日を経過した日にその効力を失う。ただし、第 41 条、第 57 条及び第 58 条に規定する書類等の保存については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和元年 10 月 30 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 27 条関係)

投票用紙

[別紙参照]

様式第 2 号(第 30 条関係)

点字投票用紙

[別紙参照]

表

産業廃棄物処理施設の設置について	
反 <small>はん</small>	賛 <small>さん</small>
対 <small>たい</small>	成 <small>せい</small>
※どちらかに○をつけてください。	

御前崎市における
産業廃棄物処理施設の設置
についての住民投票

県
前
長
岡
市
静
御

一 御前崎市池新田地区に計画されている産業廃棄物処理施設の設置について、賛成の人は賛成の欄に○を、反対の人は反対の欄に○をつけてください。

(注) 二 ○の記号以外は何も書かないでください。

裏

--

備考

- 1 規格は、縦8.0センチメートル、横12.8センチメートルとする。
- 2 用紙の色又は印刷インクの色は、市長が定める。

表

点字投票	御前崎市における 産業廃棄物処理施設の 設置についての住民投票	県 前 岡 静 御 市 印 長 市
意)	<p>一 御前崎市池新田地区に計画されている産業廃棄物処理施設の設置について賛成の人は、欄内に賛成と記載してください。反対の人は、欄内に反対と記載してください。</p>	
(注	<p>二 他^{ほか}のことは記載しないでください。</p>	

裏

--

備考

- 1 規格は、縦8.0センチメートル、横12.8センチメートルとする。
- 2 用紙の色又は印刷インクの色は、市長が定める。